

令和7年度制度・予算に関する 重点要望項目

厚生労働省関係

公益社団法人 日本歯科医師会

1. 国民皆歯科健診の実効化に向けた環境整備
2. 人口の減少や構造を踏まえた歯科医療提供体制の確保・整備
3. 歯科医師需給問題への対応
4. 共用試験の公的化等に係る財政的支援
5. 歯科医療におけるDX推進の支援
6. 医薬品の安定供給に向けた迅速な対応
7. 歯科医療従事者の人材確保と賃上げに向けた取組
8. 歯科衛生士及び歯科技工士の人材確保及び養成の支援

義務化されている歯科健診は、母子保健法に基づく1歳6ヶ月児や3歳児の乳幼児歯科健診、学校保健安全法に基づく幼稚園から高等学校までの学校歯科健診のみにとどまっています。

近年、全身疾患と口腔疾患の関連性が明確となり、先般の「骨太の方針2024」においても、「生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)に向けた具体的な取組の推進」と明記されております。

国民の健康増進に向けては、ライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の実現が求められますが、特に若年層から有病率が高い歯周疾患予防対策の充実は不可欠です。

加えて、適切に口腔健康管理を提供し、国民の健康増進に寄与するためには、病院等における歯科機能の拡充等による歯科医療提供体制の確保や、歯科におけるDX推進への支援、医薬品の安定供給、医療・介護・障害福祉サービスの同時改定での適切な評価等が望まれます。

1. 国民皆歯科健診の実効化に向けた環境整備

国民皆歯科健診に向けた取組の推進を図るため、健康増進事業における歯周疾患検診の対象年齢を5歳刻みに拡大することを始め、各ライフステージにおける歯科健診の充実を図られたい。

2. 人口の減少や構造を踏まえた歯科医療提供体制の確保・整備

誰一人取り残さない歯科医療・在宅歯科医療の展開に向けて、

- 医療インフラが整備されていない地域における人材を含めた歯科医療機能の維持・確保、歯科医療提供体制の整備
 - 地域の歯科診療所では困難な障がい児(者)や医療的ケア児(者)、有病者、要介護者等への口腔健康管理に資する環境整備
 - 医科病院における歯科機能の拡大や歯科診療所との連携、後方支援体制の構築
- を図られたい。

3. 歯科医師需給問題への対応

生涯を通じた歯科健診の実施や、口腔の健康が全身の健康に大きく影響することから歯科需要は今後増えていく一方、過疎地域などでは無歯科医地区が増加している状況である。

今後地域における歯科医療の担い手が不足することが予想されることから、適切な必要歯科医師数の検証、それを踏まえた歯科医師国家試験の在り方、文部科学省と連携し、歯科医師の偏在対策のため、歯科大学・大学歯学部における地域枠等の設置について検討いただきたい。

4. 共用試験の公的化等に係る財政的支援

歯科医師の資質向上を図るためには、歯学教育の更なる充実に向けた取り組みが必要であるため、厚生労働省と文部科学省の緊密な連携のもと、共用試験が円滑に実施できるよう体制整備に係る財政的支援をお願いしたい。

5. 歯科医療におけるDX推進の支援

国が進めている医療DXの推進には、歯科医療機関の適切なICT化が重要であり、効率的な歯科医療を提供するためのシステム導入等や、医療機関等が保持している患者の医療情報を適切に管理するためのサイバーセキュリティ強化等に対する財政的支援をお願いしたい。

また、診療報酬改定DXの最終目標である医療機関の負担軽減の確実な達成に向けて開発環境の整備と必要な支援をお願いしたい。

6. 医薬品の安定供給に向けた迅速な対応

国民の健康と生命を守るため、品質の確保された医薬品の安定的な供給が不可欠である。小規模な歯科診療所においても必要な医薬品が安定供給されるよう迅速な対応を求める。

7. 歯科医療従事者の人材確保と賃上げに向けた取組

歯科医療従事者の生活基盤の安定は、安心・安全な歯科医療提供の根幹をなすものであり、骨太の方針2024に明記された賃上げ支援が着実に実施され、将来に向けて賃金水準の定着が図られるよう十分な財源確保を行い、歯科医療従事者の人材確保に向けた取組を推進されたい。

8. 歯科衛生士及び歯科技工士の人材確保及び養成の支援

歯科衛生士・歯科技工士の人材確保と養成校に対する必要な支援を求める。

- (1) 養成校に対する支援策の充実
- (2) 歯科衛生士の復職支援の促進、人材バンク登録システムの新設